

船舶事故調査報告書

平成25年2月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月22日（日） 11時35分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島南南西方沖 三浦市所在の安房埼灯台から真方位199° 2.8海里（M）付近 （概位 北緯35° 05.1′ 東経139° 36.7′）
事故調査の経過	平成24年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{こうとく} 光徳丸、4.58トン KN3-11775（漁船登録番号）、個人所有 9.55m（Lr）×2.20m×0.80m、FRP ディーゼル機関、47.81kW、昭和56年10月12日 B 遊漁船 なんや丸、2.9トン KN3-012497（漁船登録番号）、個人所有 9.50m（Lr）×2.59m×0.59m、FRP ディーゼル機関、235.36kW、昭和59年10月25日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年10月1日 免許証交付日 平成22年12月3日 （平成28年8月31日まで有効） B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年9月9日 免許証交付日 平成24年2月6日 （平成29年6月7日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 3人（釣り客） B なし
損傷	A 操舵室左舷側破口 B 船首先端部損傷
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、城ヶ島南南西方沖で船首を北東方に向けて漂泊した。

	<p>船長Aは、潮流が海面側と海底側とで異なった速さの悪い潮と感じており、釣り客が釣り中、船体が潮に流されると海中に垂らした釣り糸が斜めに伸びるので、できるだけ釣り竿の真下に釣り糸が伸びるように機関を前後進にかけたり、舵を左右に取ったりし、釣り客の釣り糸に注意を払っていた。</p> <p>A船は、船長Aが操舵室の操縦席に座り、船首右舷側で釣り中の釣り客の海中に垂らした釣り糸を前面の窓越しに見ていた頃、船首左舷側で釣り中の釣り客は、左舷船尾方約1Mにそれほど速度を出さずに接近するB船に気付き、操舵室より高い位置に前を向いた船長Bの姿が見えたので、A船の近くを通過して行くものと考えて見ていたが、突然、進路をA船の方に向けたので危険を感じて身構えたところ、平成24年7月22日11時35分ごろ左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃でB船の存在に初めて気付き、すぐに船体に浸水がないことと釣り客の負傷の程度を確認した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、10時30分ごろ城ヶ島南西方沖約9Mにある沖ノ山の釣り場を発進して帰途についた。</p> <p>船長Bは、操舵室後部の高い位置に設置した椅子に腰を掛けて操舵室より上に顔を出し、城ヶ島がはっきり見えるようになったら帰港地へ向けて変針することを考え、約4～5ノットの速力で手動操舵により北北東進中、眠気を感じ始めた。</p> <p>船長Bは、いつもであればコーヒーを飲んだり、眠気除去の薬を服用したりしていたが、それらは釣り客3人が仮眠していた操舵室内に保管してあったため、椅子に腰を掛けた姿勢で航行を続け、いつしかうとうとと居眠りに陥り、B船がA船と衝突した。</p> <p>船長Bは、衝撃で目が覚めてA船と衝突したことに気付き、直ちに機関を後進としてA船から離れた。</p> <p>船長A及び船長Bは会話を交わしたのち、A船が神奈川県横須賀市長井漁港に、B船が三浦市三崎漁港にそれぞれ帰港した。</p> <p>A船の釣り客3人は、打撲等を負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>船長Bは、本事故の以前から操船中に眠気を感じた際、居眠り防止のために眠気除去の薬を服用していた。同薬は、販売会社のホームページによれば、1本が30mlサイズで第3種医薬品に分類され、眠気、倦怠感の除去の効能及び効果があると記載されていた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、城ヶ島南南西方沖で漂泊して釣り中、船長Aが、釣り客の海中に垂らした釣り糸に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、左舷船尾方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、城ヶ島南南西方沖を手動操舵で北北東進中、船長Bが、眠気を感じた際、居眠り防止措置を採らずに椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続け、居眠りに陥ったことから、A船に向けて航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、城ヶ島南南西方沖において、A船が漂泊して釣り中、B船が北北東進中、船長Aが、釣り客の海中に垂らした釣り糸に注意を向け、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂泊して釣りをを行っている場合でも、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 操船中に眠気を感じた場合は、椅子から降りてコーヒーを飲んだりするなどして眠気を払うこと。